

第6次松本市男女共同参画計画の策定について

1 趣旨

松本市では、平成14年度に第1次松本市男女共同参画計画を策定して以来、5年ごとに新たな計画を策定し、現在は第5次計画（令和5年度～9年度）のもと、ジェンダー平等社会の実現に向けた施策を推進しています。

現行計画は令和9年度で終了するため、その後継となる第6次計画の策定に着手します。

2 松本市の主な経過

昭和61年3月	第1次行動計画「松本市婦人行動計画」策定
平成4年3月	第2次行動計画「女性プランまつもとⅡ」策定
平成10年3月	第3次行動計画「男女共生プランまつもと」策定
平成11年6月	男女共同参画社会基本法公布・施行
平成15年3月	松本市男女共同参画計画 策定
平成15年6月	松本市男女共同参画推進条例 制定
平成20年2月	第2次松本市男女共同参画計画 策定 (計画期間：平成20年度～24年度)
平成24年3月	第3次松本市男女共同参画計画 策定 (計画期間：平成25年度～29年度)
平成30年3月	第4次松本市男女共同参画・女性活躍推進計画 (計画期間：平成30年度～令和4年度)
令和5年1月	第5次松本市男女共同参画・女性活躍推進計画 (計画期間：令和5年度～令和9年度)

3 計画の位置づけ

- (1) 男女共同参画社会基本法及び松本市男女共同参画推進条例を根拠
 - ア 法第14条第3項「市町村計画を定めるように努めなければならない」
 - イ 条例第9条「男女共同参画の推進に関する基本的な計画を策定しなければならない」
- (2) 松本市基本計画（第12次基本計画）の個別計画
- (3) 第5次松本市男女共同参画計画（令和5年度～9年度）の後継計画として成果を引き継ぎ、市民参画による策定
- (4) 国の第6次男女共同参画基本計画及び県の第6次長野県男女共同参画計画の内容を踏まえつつ、松本市の特性を反映する。

- 4 計画期間
令和10年度～14年度

- 5 第6次松本市男女共同参画計画の方向性
資料：別紙1